

静岡県施設予約システム運用業務委託：業者選定基準

1 審査方法

- (1) 提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対して審査する。
- (2) 各審査委員及び事務局は、次に定める審査項目について採点する。

審査項目		評価者	評価方法
1	基本項目	事務局	提案書
2	企画提案内容	各審査委員	提案書及びプレゼンテーション
3	価格評価	事務局	計算式により評価点を算出

- (3) 業務委託に際しては、原則として企画提案された内容を実施するが、業務の遂行に必要な具体的条件など詳細については、企画提案書の内容をもとに静岡県と候補者が協議して決定するものとする。

2 審査項目及び審査基準

審査項目			審査の視点	配点
1	基本項目 (30 点)	基本要件	仕様書の基本的な要件を満たしているか。機能要件をどの程度満たしているか。	10 点
		実施体制	確実な連絡調整及び円滑かつ柔軟な運営が見込まれるか。	5 点
		社会的 取組等	静岡県公契約条例の基本理念等（※）に則して、「えるぼし認定」、「くるみん認定」及び「健康経営優良法人認定制度」等の認定を取得しているか。	5 点
		実 績	直近 5 年以内で自治体における施設予約システムの受注実績があるか。また、短い開発期間（4～5 か月程度）での稼働実績があるか。	10 点
2	企画提案 内容 (45 点)	U I / U X	施設職員側の画面、利用者側の画面ともに、見やすさ、操作性に優れたものであるか。	10 点
		システム レベルアップ	県・施設職員及び利用者の要望を積極的に取り込むことができる体制等が明示されているか。	10 点
		サポート	施設職員等への研修については、県の負担が最大限抑えられ、有意義な内容かつ妥当な体制・回数となっているか。	5 点
			サポートデスクが施設職員や施設利用者にとってアクセス容易で利用しやすいものであるか。	5 点
		共同調達	将来的に県が県内市町と当該システムの共同調達をした場合、県と該当市町の双方にとってメリットがある体制や価格体系となるか。	5 点
		その他 提 案	その他、県及び施設職員の負担軽減や利用者のサービス向上につながる独自の提案が示されているか。	10 点
3	価格評価 (25 点)		評価点＝25 点×（1－見積額÷提案上限額）	25 点
計				100 点

※事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和３年３月２６日静岡県条例第２５号）
第３条（基本理念）及び第６条（取組方針）等を参照のこと。

<参考URL>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>

【配点】

※配点が１０点の項目は、下記の評価点を２倍換算する。

評価点	採点基準
５	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
４	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
３	普通（委託の趣旨に合致している）
２	劣る（委託の趣旨を一部満たしていない）
１	著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果が期待できない）